

ごみステーション設置等届出書

令和 年 月 日

下松市長 様

自治会名		
自治会長	住所	
	氏名	
	電話	()

※アパート・マンション等でごみステーションを管理する場合、記入してください。

共同住宅名		
管理者	住所	
	氏名	
	電話	()

下松市ごみステーション設置基準に基づき、次のとおり届け出ます。

- 1 届出の区分 新設 増設 変更（移設等） 廃止
- 2 届出の理由 _____
- 3 設置場所 下松市_____
- 4 敷地の形態 公共用地 民有地 共同住宅敷地内 開発行為区域内※3
- 5 利用世帯数 () 世帯
- 6 開始希望日 令和 年 月 日

※1 ごみステーションの設置場所を示した略図を添付してください。

※2 下松市ごみステーション設置基準は、裏面を参照してください。

※3 開発行為の区域内にごみステーションを設置する場合は、「開発行為施行に関する事前協議書」を合わせて提出してください。この場合、※1の略図は省略できます。

下松市処理欄（届出者は記入しないでください。）

現地確認	年 月 日	設置適否	適	・	不適	受付印
ごみステーション位置（ゼンリン）		P	-	-	-	
(特記事項)						

下松市ごみステーション設置基準

1 設置できる者

- (1) 自治会長
- (2) 共同住宅の管理者
- (3) 開発行為者

2 届出

- (1) ごみステーションの設置等（新設、増設、変更、廃止）をしようとする者は、ごみステーション設置等届出書を提出し、設置等について市と事前に協議すること。
- (2) ごみステーション設置等届出書は、自治会長が署名押印のうえ、開始の希望日の2週間前までに市長に提出すること。ただし、アパート・マンション等の共同住宅の管理者が設置等をする場合は、その管理者も署名押印し、開発行為者が設置等をする場合は、開発行為者も管理者欄に署名押印すること。

3 設置要件

- (1) ごみステーション1箇所当たりの利用世帯数が概ね20世帯以上であること。
- (2) 自治会及び利用者の同意を得ていること。
- (3) 民有地の場合は、土地所有者の承諾を得ていること。
- (4) 近隣住民の承諾を得ていること。

4 設置場所

- (1) 幅員が4m以上ある公道に面していること。
- (2) ごみ収集車が安全に停車でき、交通の支障とならないこと。
- (3) ごみ収集車が容易に回転又は通り抜けができること。

5 維持管理

- (1) ごみステーションは、自治会長又は管理者の責任において管理すること。
- (2) 利用者は、市で定めるごみの分け方・出し方のルールを守るとともに、ごみステーションの清潔保持に努めること。
- (3) 開発行為者は、宅地の売り渡しに当たり、購入者にごみステーションの維持管理について周知を図ること。